

ワシントン州及びアラバマ州視察報告書

視察期間 : 2023年6月23日(金)から6月28日(水)まで

視察メンバー : 新井 香奈、カ さおり、飛田 桂、山本 真理子

同行通訳 : 岡田 志保

内容

1. 謝辞.....	3
2. 用語の整理.....	4
3. 視察工程/視察先一覧.....	5
4. はじめに.....	6
第1章:FBI.....	7
第2章:Monarch CAC.....	10
第3章:Thurston County Prosecuting Attorney Office.....	21
第4章: Courthouse Dogs® Foundation.....	26
第5章:National Children’s Advocacy Center.....	33
第6章: Madison County Courthouse.....	51
第7章: HERO program.....	56
5. おわりに.....	62

1. 謝辞

これまで、私たち特例認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐは、CAC 構築や、新司法面接プロジェクト、付添犬事業など、多くの実務者、研究者の方々からご意見をいただきながら、調査・研究を続けてきました。

今回、日本の法制度・社会文化的環境に一層即した形で、CAC の構築や、司法面接、付添犬事業を行っていくために、米国の制度や現地での様子を実際に視察し、根本の考え方やこれまでの展開など多くのことを聞き、体験し、意見交換を行いました。ワシントン州及びアラバマ州視察において、視察先で会った皆様、調整業務を行ってくださった皆様に改めて感謝申し上げます。

今回の視察の実施にあたり、日本財団、上野善様、上野誠様、木村寿克様、千葉昭夫様より特に大きなご支援を賜りました。ここにご尊名を記載させていただき、改めて謝意を申し上げます。

NPO 法人子ども支援センターつなぐ

令和 6 年 3 月

2. 用語の整理

CAC:

虐待や性暴力などの被害を受けた子どもが、傷ついた心身のまま、様々な場所に赴き行動することは不可能である。そのような傷ついた子どものための機関が CAC(Children's Advocacy Center)だ。聞き取り、診察、心のケア、様々な支援を子どもに優しい環境で、ワンストップで行う。米国には 900 か所以上の CAC がある。

司法面接:

Forensic interviewing を指す日本語として用いる。司法面接でイメージされる forensic interviewing は、米国型の CAC(Child Advocacy Center:子どもの権利擁護センター)における MDT(Multi-Disciplinary Team:医療、福祉及び司法その他の専門家等による多職種専門家チーム)体制のもと専門の面接者によって行われる子どもへの面接が一般的だが、英国では、捜査には直接関わらない警察官によって、特別にしつらえた面接室で司法面接の趣旨に沿って行われる。

付添犬:

被害を受けた子どもが、自分の受けた出来事について、安心して他者(司法関係者/医療従事者など)に伝えられるよう手助けをする犬のことを指す。安全な活動を実現するために、アメリカでコートハウス・ファシリティ・ドッグの普及に携わってきた Courthouse Dogs® Foundation と連携し、日本の制度や現状に合わせた活動を行っている。

3.視察工程/視察先一覧

月日	時間	視察先	報告書の章
6月23日(金)	9:00AM-0:00PM	FBI Seattle	第1章
	9:30AM-11:30AM	Monarch Children's Justice and Advocacy Center	第2章
	2:00PM-4:00PM	The Thurston County Prosecuting Attorney's Office	第3章
6月24日(土)	2:00PM-5:00PM	Courthouse Dogs® Foundation	第4章
6月25日(日)		移動日	
6月26日(月)	8:30AM-5:00PM	National Children's Advocacy Center	第5章
6月27日(火)	8:30AM-5:00PM	National Children's Advocacy Center	
6月28日(水)	8:30AM-5:00PM	National Children's Advocacy Center	
	9:30AM-11:30AM	Madison County Courthouse	第6章
	0:30PM-1:30PM	HERO program	第7章

4. はじめに

今回の視察は、大きく分けて以下の3つの目的で行った。

①日本版 CAC モデル構築に向けて

当法人は設立以来、「子どものためのワンストップセンター(CAC)」を日本に！」を目標に活動してきた。

日本の現状は、虐待や性被害などを受けた子どもは、支援に繋がるために、自らさまざまな場所へ出向かなければならない。諸外国では、性被害への対応として、一つの場所に行けば、全てのサービスを受けられるような、幅広い機関が連携を取るワンストップセンター(CAC: Children's Advocacy Center)が作られており、虐待、特に性虐待の対応には日本でも CAC モデルが欠かれない世界で最初に CAC モデルを構築したアメリカの CAC を視察することで、現場の実際や、これまでどうやってモデルを展開してきたのか等を学び、様々な機関と連携しながら、子どもの権利を守り、日本の社会文化的に即する形の CAC モデル構築について模索していく。

②司法面接の研究

現在日本で紹介及び実践されている司法面接は、元々、外国の児童虐待法制、対応機関のあり方を前提とした、一連の児童虐待対応システムの一部をなすものである。そのため、当法人は 2022 年 9 月より、アメリカの National Children's Advocacy Center (NCAC) のコンサルテーションのもと、日本の法制度及び社会文化的環境により一層即した形で、子どもに対する司法面接が行われる必要があるとの認識に基づき、日本版司法面接ガイドライン・プロトコルの研究・開発(新司法面接プロジェクト)を実施してきた。

その一環として、アメリカの CAC や捜査機関を視察し、司法面接についての理解を深め、意見交換をする。

③付添犬の普及

アメリカで始まったこの活動は、2012 年に Courthouse Dogs® Foundation (CDF) が設立されて以来、厳格な基準のもと、アメリカ国内だけでも 322 頭もの犬たちが活躍している。(2023 年 11 月時点)アメリカの活動にならい、日本でも 2014 年に同様の取り組みがスタートし、現在の付添犬活動に発展してきた。

今後付添犬活動を日本全国に普及させるために、CDF と意思疎通を図り、コートハウズドッグ®が活躍している現場を視察することで、日本での付添犬の在り方を模索していく。

これらの目的を果たすために、多くの方の協力を得ながら今回の視察を行った。

第 1 章:FBI

1. 視 察 先 名 称:U.S Department of Justice Federal Bureau Of Investigation

2. 視 察 先 住 所:1110 3rd Avenue Seattle, WA 98101-2904

3. 視 察 日 時:2023 年 6 月 23 日(水)午前 9 時から午後 0 時まで

4. 面 会 者 :

Erin Williamson(エリン ウィリアムソン)

Child/Adolescent Forensic Interviewer Victim Service Division, Child Victim Service Unit(被害
捜査班 司法面接者)

Stefanie M.Hanley (ステファニー・エム・ハンリー)

Victim Specialist(被害者専門家)

Steven Vienneau (スティーブン ヴィノー)

Supervisory Special Agent Seattle Field Office(監督特別捜査官)

5. 報 告 事 項:

(1) 視察先の歴史的背景

1908 年に設立。アメリカ合衆国内の複数の州にまたがる犯罪の捜査、公安情報の収集を任務とする司法省の捜査部門。バージニア州北部に本部がある。シアトル支局は、1914 年頃に開設された。

(2) 視察内容

米国では FBI でも司法面接が実施されているとの情報を得て、東京にある米国大使館に FBI における司法面接の取組について視察したいと依頼し、シアトルにある U.S Department of Justice Federal Bureau Of Investigation を訪問した。

FBI でも 24 名の専門司法面接者がおり、捜査官と被害者アドボケイトと協力し、地元警察や検察官とも協力している。FBI シアトル支局の中に、面接用の部屋もある。面接に応じてくださった Erin Williamson 氏は、子どもワンストップセンター(CAC)において、10 年ほど経験を積まれたのちに、FBI の面接者となった。

司法面接で得られた供述は証拠になる可能性があるため、司法面接は捜査の方法の 1 つだ。FBI でも、地域の捜査機関とは、捜査協力をして、司法面接を実施している。例えば、通報で少女を保護した場合に、児童相談所と警察が関わり、トレーニングを受けた警察官は、捜査に当たった際に、「どこで、いつ、何があったのか」を確認し、この時に、親に対しても、子どもから話を聞かないよう、注意をいれている。初期段階で子どもたちに対しては、最低限の連絡しかされていない。捜査にあたっては、被害者アドボケイトが保護者に連絡をいれて、捜査機関は情報を収集する。警察と児童

相談所(CPS)との協力のもと、親や学校とも連絡をとる。被害者アドボケイトの方では、子どもの情報を集め、親(2人なら2人)と連絡をとる。精神年齢などは重要な情報になる。あくまでもトリアージのために必要な事項を聞いている。養育者か通報者から聞いて間に合うものであれば、そういった周囲の人から聞く。警察官が事実を最低限の確認して、児童相談所(CPS)が協力して、そこで判断する。その後、子どもワンストップセンター(CAC)でFIをするのが標準的な流れで、そういったことが地元で行われてから必要に応じてFBIが関与する。

FBIで面接をする場合には、被害者アドボケイトが親に連絡して、日程調整をして、FBIで面接を行う。地元警察、児童相談所(CPS)もきて、オブザベーションルーム(observation room)で見ている。事件の様々な要因に応じて、検察官が捜査管轄を決定し、どの罪状(州か連邦か、あるいはその両方)がその事件にふさわしいかを決定する。細かい行為態様は必要ない。「penetrate」挿入にあたるかどうか分かれば、それが浅いか深いかは関係ない。最後の行為についてもわからない子どもだって普通にいる。複数回あったかどうかはきく。最新の被害、最初の被害、覚えている被害、場所のことは聞いている。

FBIは証拠をもとに捜査するため、子どもたちの状況に応じて証拠を見せることもある。

子どもたちには、面接の最初に、証拠を見せる可能性があることを伝える。実際に見せるときには、見せるかどうかを確認する。実際に見るか、言葉での説明を望むかも確認している。

重要箇所はポストイットなどでかくして子どもに見せて、子どもが話したらポストイットをはがす。ビデオは見せないで静止画をとって見せる。どこにいたか、何をしたか、前にもあったかを聞く。中立的にさらっと聞く方が子どもも話しやすい。気持ちも確認する。

証拠は警察が準備したものを利用し、終わったら警察に返す。証拠としての取り扱いになる。面接が終わり、証拠が提示された後、面接官の一人が面接室を出て、オブザベーションルームにいる警察とCPSのチームとその後の質問について協議することがある。面接室には、常に少なくとも1人の警察官がいる。

FBIでは基本的に、緊急のもの以外は、証拠を収集してからの事案が多いという特徴がある。そのため、子どもの安全性が確保できるなら、面接まで数週間まつこともある。

加害者の写真(通称面割)についても、子どもが加害者のことを開示している場合には、写真を見せるのは普通に見せる。それと異なって、まだ誰かを開示していなかったり、本人が名前などを知らない場合には、2つの写真を見せたり、何枚か一回に見せたり、シルエットになっているものを混ぜて見せる。州法によって規定されていて、州の警察官が手順にのっとって見せる。



写真 1-1: FBI 前での写真

第2章: Monarch CAC

1. 視察先名称: Monarch Children's Justice and Advocacy Center
2. 視察先住所: 3020 Willamette Dr NE, Lacey, WA 98516
3. 視察日時: 2023年6月23日(金)午前9時30分から11時30分まで
4. 報告事項:

(1) 視察先の歴史的背景

Monarch Children's Justice and Advocacy Center (MCJAC, 写真 2-1) はワシントン州に 8 つある CAC の 1 つである。Thurston 郡の子どもと家族にサービスを提供する Community Action Council (コミュニティ活動評議会) のプログラムである。捜査機関、検察官、司法面接者、医療チーム、メンタルヘルスセラピスト、アドボケイト、ソーシャルワーカーなどがチームとなり働いている。また、MCJAC は医療施設でありトレーニング施設の機能を果たしていることから、日頃から研修医、医学生、ナース・プラクティショナーが学んでいる。MCJAC は 2013 年にコートハウス・ファシリテーター・ドッグ (CFD) の Astro を迎え入れ、現在では Astro (まもなく引退)、Daze、Coco の 3 頭が働いている。



写真 2-1. Monarch Children's Justice and Advocacy Center

(2) 視察内容

MCJAC における CFD の活用を中心に、MCJAC の取り組みについて学んだ。主に司法面接官であり CFD のハンドラーの Jody Hawthorne 氏、虐待対応看護師 (Sexual Assault Nurse Examiner, SANE) の Lisa Wahl 氏、小児科医の Joyce Gilbert 氏に話を伺った。施設見学の後に MDT 会議に同席し、CFD の運用について話を聞いた。

1. 家族の待機室(写真 2-2)

司法面接を受けるために来た家族は最初にこの部屋に入る。家族は子どもが面接を受けている間、この部屋で待機する。子どもには犬のぬいぐるみ(写真 2-3)、CFD の名前が入ったリストバンド、CFD のカード(名刺)などの入った袋が渡される。子どもにとってポジティブな経験となるよう配慮したものである。

子どもへのプレゼントは司法面接の前に手渡されるが、司法面接者以外の施設スタッフから渡されており、話すことへの利益供与と捉えられるといった問題はない(詳細は「(3) 視察施設の際立った特徴」の CFD の運用を参照)。



写真 2-2. 家族の待機室. 黄色い袋(右下)が子どもに手渡される

写真 2-3. ぬいぐるみ. CFD が着用しているベストを着ている

2. オブザベーションルーム(写真 2-4)

オブザベーションルームは家族の待機室と一つの部屋を挟んで位置する。オブザベーションルームの外を含め、施設内にはサウンドマスキングの機器が設置され、音が漏れないよう配慮されている。



写真 2-4. オブザベーションルーム

3. 司法面接室(写真 2-5)

司法面接室は家族の待機室やバックスタッフルームのあるエリアとは施錠できるドアで区切られたメディカルエリア内にある。司法面接室には子ども用の椅子と丸テーブル、ソファ、面接者用のソファ、棚が設置されている。部屋には2台のカメラが設置されている。また、子ども用のソファのすぐ隣にはソファと同じ高さの台が置かれており、子どもが希望すればCFDはこの台に伏せて子どもに寄り添う。面接室内の壁にはパッチワーク・キルトや複数の動物の絵が、棚の上には鶏の置物が飾られており、優しい雰囲気の空間となっている。



写真 2-5. 司法面接室

4. メディカルヒストリールーム(写真 2-6)

メディカルヒストリールームでは、幼い子ども用の椅子とテーブルや成長した子ども用のソファが設置されている。また、CFD が寝られるマットも用意されている。部屋には塗り絵、フィジットイ、おやつなどが置かれており、子どもにとって可能なかぎりポジティブな経験となるような工夫がなされている。また、この部屋にもカメラが2台設置されている。

この部屋には系統的全身診察をする診察室へ行く前に来る。ただし、子どもの発達について司法面接にのぞむ能力があるか不確かな場合は、面接の前にこの部屋にきて子どもの様子を観察することができる。

診察台の置いてある診察室と話を聞く部屋(メディカルヒストリールーム)は分けられている。これは診察台の存在により子どもに不安感を与えないこと、子どもが「今現在」に集中できるようにする

こと、子どもがリラックスして次に行う診察に前向きになれるようにすることが目的である。この部屋は SANE が次の部屋でどんなことをするのかを説明したり、子どもと話をしたりするための部屋である。子どもにとっての透明性を心がけており、子どもが望まないことは強制しない。時にはアナトミカルダイアグラムを用いて子どもから話を聞くこともある。SANE が法廷で子どもの信頼性について証言する際、この部屋で子どもによって語られた内容が有用な情報となりうる。子どもが希望すればこの部屋にも CFD が付き添う。



写真 2-6. メディカルヒストリールーム

5. 診察室(写真 2-7)

診察室では系統的全身診察が行われる。医療提供者は虐待により生じたものに関わらず、体の健康状態について頭から足先まで全身の状態を確認して記録に残す。ここでも子どもが望まないことはせず、子どもの了承を必ず得た上で診察をする。不安から子どもの気持ちをそらせたり、軽減させるためにできることは何でもしている。診察を受けた子どもは地域から寄付されたぬいぐるみやパッチワーク・キルトをもらうことができる。子どもが親や親権者の同席を希望する場合は、それも認めている。

子どもが希望すれば診察にも CFD が同席する。犬の存在について犬の毛などによる証拠の汚染を心配する声もある。しかし、CFD は写真 2-7 のように床に敷かれたマットの上に大人しく伏せている。これまで CFD の同席する診察を数多く行ってきたが、CFD による汚染は生じていないとのことである。なお、診察に CFD を同伴させるための特別なプロトコルは設けておらず、司法面接やカウンセリングに同席するのと同様に自然に行われることの一つである。



写真 2-7. メディカルルーム

6. ナースステーション兼プレイルーム(写真 2-8a,b)

ナースステーションは診察を終えた子どものプレイルームとしても機能している。大人同士の話を聞かずに遊んで待つことができ、入口横のガラスにお絵描きをしたり、棚に収納されているおもちゃで遊んだり、DVD鑑賞をして過ごすことができる。棚には子どものための衣服も収納されているが、これらはすべて寄付である。ここにも CFD のためのベッドが置かれている。



写真 2-8a. ナースステーション入口

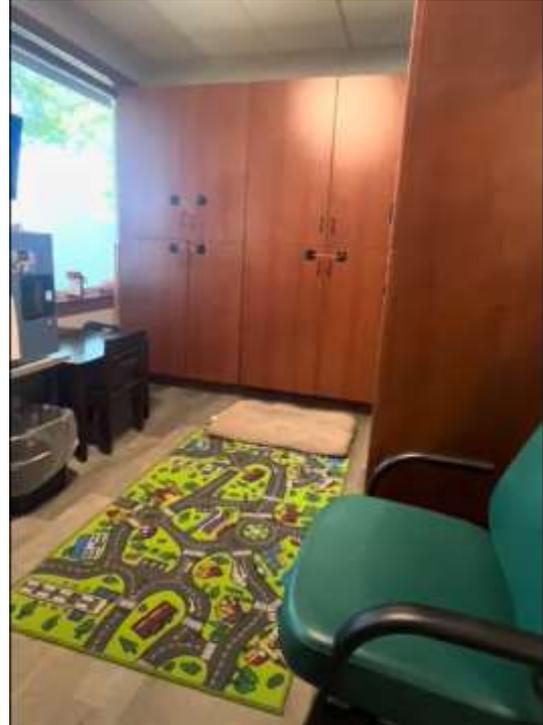


写真 2-8b. ナースステーションの中

7. ソーシャルワーカーオフィス兼家族面談室(写真 2-9)

ソーシャルワーカーオフィスは、ソーシャルワーカーが家族と面談する部屋としても機能している。この部屋も入口横がガラス張りになっている。当初は中が見えることへの懸念もあったが、子どもが親の存在をガラス越しに確認して安心できたり、ナースステーションのようにお絵描きをする場になっており、むしろ有効に活用できているという。

ここでは親との書類作業を行うが、親が子どもから離れて気持ちを整理するための時間となるよう特に重視している。多くの親は自身も虐待を受けた経験があり、自分の気持ちを初めて言葉にする親もいる。MCJAC のソーシャルワーカーは親の急性メンタルヘルス評価 (acute mental health assessment) を行い、親の状態やニーズを把握する。どのように親を支援できるかは MCJAC にとっても重要なことだと認識している。スタッフの話によると、例えばアドボケイトがこの役割を担っている CAC もあるようだが、ソーシャルワーカーが家族の支援にまで関わっているのは珍しいのではないかということである。



写真 2-9. ソーシャルワーカーオフィス兼家族面談室

(3) 視察施設の際立った特徴

医療型の CAC として、24 時間 365 日対応できるよう看護師が雇われている。MCJAC は 3 つの病院のサポートをしており、緊急時に 1 時間以内に応答できるような体制が整えられている。なお、MCJAC は系統的全身診察を含めたすべての過程(司法面接、医療的な聞き取り、診察、カウンセリング、法廷など)で CFD を活用している点が特徴であり、このような取組みは全米初である。CFD が普及するアメリカでもすべての過程に CFD を導入している CAC は少ないという。また、医療面から照会されたケースでなかったとしても、SANE が多くの司法面接にバックスタッフとして参加しているため、医学的な視点から意見できることも利点である。

CFD の運用

1. 子どもに合った CFD の選択

現在 3 頭の CFD がいる。個々に性格が異なるため、子どもの特性に合わせて犬を選択することができる。特に例えば Daze(写真 2-10)はゆっくり落ち着いた性格であるため、活動的な子ども

には年齢が若く活動的な Coco が割り当てられる。

2. CFD によるストレスや不安の軽減

CFD は子どもはもちろん保護者のストレス軽減にも役立っている。CFD を撫でることで不安やストレスを軽減させることができる。何か集中できることがあると、子どもの不安レベルはより下がり、コミュニケーションをより取ることができるようになる。ときには長い廊下を使って、犬とボール投げをして遊ぶこともある。また、この施設に来る子どもは選択肢を与えられずに生活していることが多い。そのため、CFD との関わりにおいて常に子どもに選択肢を与えるようなコミュニケーションを心掛けていくという。例えば、サイコロゲーム(CFD と子どもがそれぞれサイコロを投げ、出た目の大きさを競い合うゲーム)の際も、どちらが先にサイコロを投げるか、大きな目か小さな目のどちらを勝ちにするかなどを、子どもに尋ねながら子ども自身で選択できるチャンスを多く提供している。

3. 司法面接に CFD を同席させるかどうかの判断

MCJAC の MDT メンバーは誰もが CFD の使用に前向きである。MDT ミーティングには検察、警察、医療提供者、メンタルヘルス提供者、司法面接官、CPS、アドボケイト(CAC 所属、もしくはコミュニティ所属)が参加しており、Thurston 郡のミーティングは週 1 回行われている。ここでは CFD を司法面接の場に導入するかどうかの判断は行われていないものの、メンバーに警察(law enforcement)がおり子どもの動物虐待に関わる過去を知ることができる。これにより動物虐待歴のある子どもには CFD は提供しない、もしくは最初の段階では CFD を紹介しないという判断が可能になっている。

CFD を司法面接に参加する子どもに同席させるかどうかは、司法面接官が子どもの年齢や発達の状態、期待される効果の大きさ等を加味して判断する。例えば、幼すぎて犬の存在が集中を妨げる場合(だいたい 7 歳未満の子ども)には CFD を面接に入れない。幼い子どもは犬と遊びたがる傾向がある。また、面接では辛いことを話さなくてはいけないが、4~6 歳くらいの子どものは辛いことを話さなくても良いように CFD を理由にして話をしないこともある。ただし、司法面接に CFD を同席させないと判断する幼い子どもにも CFD を紹介している。例えば Daze は子どもとゲームをするように訓練を受けているため、子どもは面接の前か後に Daze に関わるすることができる。8,9 歳くらいになると多くの場合、何を話すことになっているかを理解していることから、子どもたちのサポートのために CFD を同席させている。ただし、CFD と一緒に面接にのぞみたいと子どもが答えても、行動では怖がる様子を表現している場合もある。そのような時は CFD を同席させないなど柔軟に判断している。

4. CFD の管理と費用負担

CFD の管理について、主なハンドラー(犬を管理する人)の他にバックアップハンドラーの存在が大切である。例えば、Daze の場合、主のハンドラーは司法面接官の Hawthorne 氏であり、バックアップハンドラーを看護師が担っている。これにより司法面接がないときに看護師が医療場面

に Daze を同席させることができる。また、ハンドラーが体調不良の時にバックアップハンドラーに犬を託すこともできる。また、他の CFD がいることで犬同士の関わりができることは CFD の福祉的にとって良い点である。

CFD の日常にかかる費用(食費、医療費など)は CFD の貸与形態によって異なる。Astro と Coco は CFD を育成した補助犬育成団体から MCJAC に貸与されている形になっているため、費用は MCJAC が支払っている。一方、Daze はハンドラーである Hawthorne 氏個人に貸与されているため、費用は Hawthorne 氏自身が賄っている。以前、Hawthorne 氏と Daze は異なる施設で勤務していたが、MCJAC に Daze とともに転職してきた。このように個人に貸与された CFD はハンドラーの転職に伴って移動することができる。

5. 犬のぬいぐるみのプレゼントと面接への持ち込み

ぬいぐるみの使用について、先述のとおり、司法面接者から子どもに渡されることはなく、CAC の中の他の人(アドボケイト、メディカルスタッフ、事務局長など)から渡されるため、利益供与には当たらない。ただし、子どもが面接に犬のぬいぐるみを持ち込んだ場合、特に幼い子どもはぬいぐるみのベストを取ろうとして気がそれてしまうことがあるため注意が必要である。また、子どもが兄弟姉妹と一緒に CAC に来訪した際に、面接を受ける子どもだけぬいぐるみを受け取るのは問題となるため、すべての子どもがぬいぐるみを受け取ることができるよう平等に扱われなければならない。MCJAC では兄弟姉妹に限らず、家族やそれ以外の来訪者もぬいぐるみをもって良いことになっている。その他の場面の配慮として、犬のぬいぐるみを持った子どもを見て、陪審員がより同情しやすくなるという指摘を被告人弁護士がすることがある。このように陪審員の観点から問題が生じることがあるため、検察官はこのことを意識しなければならない。



写真 2-10. コートハウス・ファシリティ・ドッグの Daze

(4) 報告者感想

MCJAC は CD 財団が拠点をおくワシントン州にあり、CFD がアメリカで誕生した初期の段階から CFD を導入している先駆的な組織である。CFD の活用に MCJAC に関わる誰もが前向きで、施設内にはいたるところに CFD が寝るためのマットや子どもにプレゼントするための犬のぬいぐるみが置かれていた。MCJAC のスタッフによる子どもとの関わり方や配慮、また施設内の配色や飾りつけは、子どもにとって優しく温かみのある空間を作り上げていた。それに加えて、司法面接はもちろんのこと、全身的系統診察やカウンセリングなど、すべての手続きにおいて CFD が子どもに同伴できる体制が整えられている。これにより子どもを支援する大人が場面によって変わっても、同じ犬がそれぞれの場面で寄り添ってくれるため、子どもにとってはより一層心強い存在となっていることを感じた。このようなスムーズな CFD の活用が可能になっているのも、MDT の各専門職が CFD の必要性を認識し、お互いの連携がとられているためであろう。

(5) 日本へのメッセージ

MCJAC の被害者サービスプログラムマネージャーで (Victim Services Program Manager) あり司法面接官かつ CFD ハンドラーの Sue Villa 氏からは以下のメッセージをいただいた。

「日本の犬の取組みの進展をお祝いします。(MCJAC では) CFD の取り組みは今や止められないほどの勢いを得ています。日本で取組みを進めるにあたり、信じ続け、息をし続けてください。いつか一つの形になるでしょう。いつの日か、あなたたちが昔を振り返り、そこに至るまでの道のりがいかに大変だったかを新しい人たちに語る立場になっているでしょう。がんばってください。」

第3章:Thurston County Prosecuting Attorney Office

1. 視察先名称:The Thurston County Prosecuting Attorney's Office
2. 視察先住所:2000 Lakeridge Dr SW Building 2, Olympia, WA 98502
3. 視察日時:2023年6月23日(金)午後2時から4時まで
4. 報告事項:

(1) 視察先の歴史的背景

ワシントン州サーストン群にある検事局。2022年は、35人の弁護士と47人のサポートスタッフからなるチームが、1,049件の重罪事件、2,430件の軽犯罪事件、および180件の少年事件を起訴した。毎年郡内の1,800件を超える子どもに関する事件に取り組んでいる。

(2) 視察内容

The Thurston County Prosecuting Attorney's Officeでは、検察官、コーディネーター、子どものアドボケイトが迎え入れてくださり、話を聞いた。2章で前述したMCJACでもアテンドしてくださったEllen O'Neill-Stephens氏(Courthouse Dogs® Foundation)も引き続き同席していた。

当オフィスは、MCJACと同じThurston群に属しており、毎週金曜日にMDTでミーティングをしているチームの一員である。

私たちは、写真3-1の部屋に通された。写真3-1の左側にあるモニターと椅子が並んでいる場所は、陪審員が座る場所だ。写真3-2は写真3-1の中心部分の写真である。真ん中に裁判長。裁判長の前には、書記官。裁判長の右手側が、被害者の席である。



写真3-1:法廷



写真 3-2: 法廷

Courthouse Dogs®の運用

当オフィスには、Courthouse Dogs®のマーシャル(写真 3-3)が在籍している。



写真 3-3: ファシリテイドッグのマーシャル

当施設での、Courthouse Dogs®/マーシャルの活動場所は以下の通りである。

①検察官との面談

検察官と被害児が、最初に会う際は、ケースの内容の話はせずに、自己紹介をしてお互いのことを知り、状況の説明などをする。初回は、ラポール形成を目的としている。子どもの要望により、マーシャルも同席することが多い。

②Defense Interview

もし弁護人が子どもと面会したいと言えば、司法取引の申し出は取り消され、Defense Interview が行われることがある。ここでもマーシャルが同席することが多い。

③Trial preparation

事案を起訴し裁判にすすむことになった場合、裁判の準備を検察官と行う。事案によっては、マーシャルが同席した状態で、証人テストをしたり、子どもにどこでなにをするかを伝えるために下見をしたりする。

④Trial

裁判にマーシャルが同席する場合は、子どもの足元にいることになる。(写真 3-4)

裁判に犬が入るのが難しいときには、聴衆の席の後ろの方のベンチにマーシャルを座らせ、被害者に見えるようにすることもある。

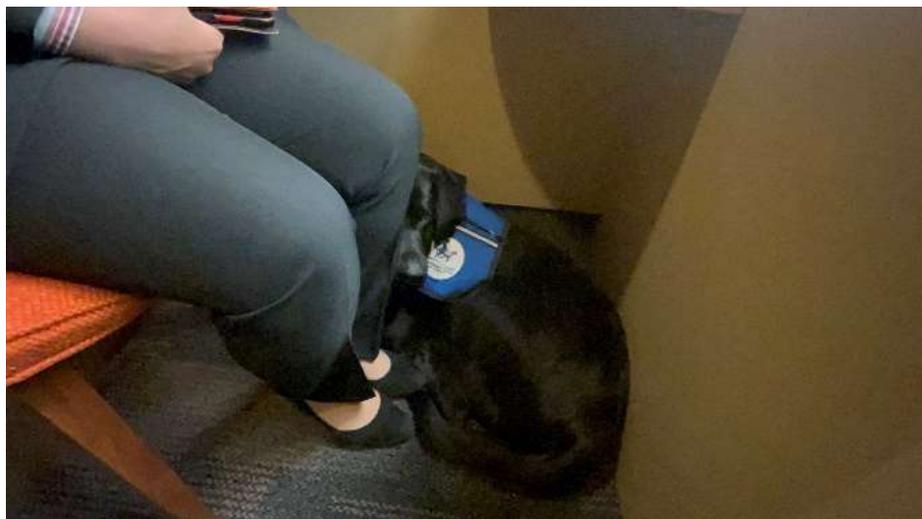


写真 3-4: 足元で伏せるマーシャル

写真 3-4 のようにマーシャルが足元で伏せているのは、陪審員からファシリテイドッグが見えないようにするためである。陪審員に Courthouse Dogs®が見えてしまうと、Courthouse Dogs®の存在によ

って被害者に対して同情されてしまう可能性があるためである。

Defense Attorney(被告側の弁護士)にとっても、被害者から話を聞く際に、陪審員からの目もある
ので、泣かせたり、混乱させたりしたいわけではなく、事実を聞き取りたいので、Courthouse Dogs®
がいることで子どもが落ち着くことはよい効果なのではないかと検察官は言っていた。

当オフィスでは、裁判や面接の妨げにならないようにすることをとても大事にし、ストレスボールのよ
うなフィジットイでもファシリテッドッグを導入する時でも、子どもが一番快適に話をできる環境を作
ることに尽力していた。

裁判や Interview の前など、法廷の隣にある部屋でファシリテッドッグと子どもが待つことがある。写
真 3-5 のように、大きめのソファの上に子どもが座り、マーシャルが膝の上に頭をのせ、撫でられな
がら時間を過ごすことが多いようだ。

裁判を待つ間や、Defense Interview 中などに子どもが不安を感じたり、聞かれたことに対して言葉
が詰まって止まってしまったりすると、そつとマーシャルが子どもの顔に触れたり、子どもの顔を覗き
込んだりする。そうすることで、子どもが話すことを再開したところを何度も見てきたそうだ。

子どもとマーシャルでサイコロを転がして、大きい数字が出た方が勝ちなどのゲームをすることで、
子どもの緊張をほぐくこともあるそうだ。



写真 3-5:ソファでくつろぐマーシャル

マーシャルのハンドラーは2人いて、2人ともアドボケイトだ。コーディネーターの方が日頃マーシ
ャルを家に連れ帰り、世話をするケアテイカーの役目を果たしている。

Courthouse Dogs®がいることで、スタッフが癒され、違う担当のスタッフとも会話が生まれ、チーム形成にも役立つ。

ワシントン州での裁判における司法面接の活用について

また、ワシントン州では司法面接を裁判中に流すことは原則としてしない。その代わり、hearsay (伝聞証拠) や、司法面接時の文字起こしを使うことがある。

ただ、子どもが裁判中に話すことを忘れてしまった場合に、陪審員が部屋にいない状態で司法面接のその部分だけを制限付きで流すこともある。

(3) 視察施設の際立った特徴

犯罪の防止、治安の向上、被害者支援のために、地域と多機関多職種で連携し、毎週のミーティングで情報を共有しながら協力して取り組んでいる。

指導や教育、子どもや家族のための支援を行うことが、犯罪の減少や刑事司法と社会サービスのコストの削減、住民全員の生活の質の向上につながると考えている。

(4) 報告者感想

定期的に多機関多職種で情報共有することで、それぞれ自らの役割を把握し、各組織への信頼と敬意を感じた。よく顔を合わせているため、雑感などでも共有して、温度感も伝えあえる関係を築いていた。

また、フィジットイを触りながら話したり、Courthouse Dogs®が同席したり、子ども自身が希望を伝えることができ、一番快適に話をできる環境を作るために施設側が尽力をしていることが印象的だった。

日本でも法的手続きにおいて付添犬が同席することが、子どもにとって当り前の選択肢となるように真摯に取り組んでいきたい。

(5) 日本へのメッセージ

あなたのチームとお会いし、私たちのプログラムについて話し合う機会を持てたことを嬉しく思います。私は、皆さんがトラウマを中心としたサービスを子どもたちに提供することに情熱を注いでいることを感じました。私たちスタッフ一同は、皆さんが被害者支援のために犬を活用するシステムを作り上げるのを楽しみにしていますので、これからも連絡を取り続けましょう。

第 4 章: Courthouse Dogs® Foundation

1. 視 察 先 名 称: Courthouse Dogs® Foundation の Ellen O’Neill-Stephens 氏
2. 視 察 先 住 所: Bellevue Library にてミーティング
3. 視 察 日 時: 2023 年 6 月 24 日 (土) 午後 2 時～4 時まで
4. 報 告 事 項:

(1) 視察先の歴史的背景

Courthouse Dogs® Foundation (CD 財団) は 2008 年に上級副検察官であった Ellen O’Neill-Stephens 氏と獣医師の Celeste Walsen 氏によって設立された。コートハウス・ファシリティ・ドッグ (CFD) のきっかけは、Ellen O’Neill-Stephens 氏が重度障害を持つ息子のための介助犬 Jeeter を当時働いていた少年拘留所や麻薬裁判所に定期的に連れていく中で生まれた。Jeeter の存在は法廷の緊張を和らげ、被害を受けた子どもの助けとなった。2003 年には Jeeter がいなければ証言を拒否していた双子の姉妹のために、Jeeter の法廷への立ち入りが許可された。子どもの支援に犬が多いに役立つことを経験した Ellen O’Neill-Stephens 氏は、司法の場で専門的に働く犬 (CFD) の普及と法整備に取り組むことを決意した。2004 年には専門的に育成された CFD がシアトルの検察庁に配置された。それ以降、財団を設立し、米国をはじめ、カナダ、チリ、オーストラリア、ヨーロッパなど国を越えて CFD の普及に取り組んでいる。

(2) 視察内容

CFD の普及に携わってきた Ellen O’Neill-Stephens 氏から、日本における CFD を安全に運用し普及するために必要な事項について助言をもらった。また、CFD に関わるアメリカでの新しい動きや制度について情報を得た。

CFD の運用

1. 子どもへの CFD の提供

一般的に CFD を司法面接に参加する子どもに同伴させるかどうかは、明確なプロトコルに従って決められるわけではない。アドボケイトや CFD ハンドラーが子どもに CFD に一緒にいてほしいか聞く場合、刑事 (detective) から CFD が必要そうな子どもがいるといわれる場合もある。

CFD が人々と接する際には、アレルギー、犬への恐怖、宗教 (イスラム教) などの理由から犬と関わることのできない人への配慮が不可欠である。そのため、CAC は CFD がいることを示すために入り口に案内を表示することで、施設に来る人に CFD の存在をあらかじめ伝える工夫をしている。また、施設内には CFD とハンドラーの写真を掲げ、CFD が存在する理由について説明している。この説明には「犬に会いたいですか?」と尋ねる文言が含まれている場合もある。

2. CAC に CFD が常駐することのメリット

多職種が連携し多くのことが行われている CAC に CFD が常駐していることで、CFD は多様な支援を提供できる可能性がある。例えば、CFD の意義について話を聞いた刑事が、後になって子どもが話をしたがらないときに CFD を使用できないか尋ねてくることもある。CFD が CAC のスタッフとして常駐していることで、複数の場面での支援が可能となる。また、予期せずニーズが発生することもあるため、CFD が常駐していることのメリットは大きい。

なお、“Courthouse (facility) dog”という名称を付けた際は、法廷が犬の支援の主な場所であると認識していたが、今では司法面接やセラピーセッションなど、その支援の場は広がりを見せている。

3. CFD のカード(名刺)の活用

CFD の必要性や有用性を検察官や裁判官に伝える際に、ビデオや CFD のカード(写真 4-1)の使用は有効である。カードには CFD の説明や犬の特性が記載されている。CFD の支援を受けた子どもはこのカードをいつも持ち歩いており、子どもにとって大切なものになっている。また、CFD に興味を持った人にはカードを配って理解を深めてもらうことができる。このカードには団体(例: Courthouse Dogs Foundation)のホームページも記載し、さらなる情報が必要な際は連絡をとれるようにしている。

カードを持っている検察官は犬の写真を見せながら親に CFD のことを説明でき、必要に応じて CFD を準備することができることも伝えられる。CFD の存在により子どもが落ち着いているのを見ると、親も落ち着くことができる。それにより、親子はその後にも CFD に会うために繰り返し来られるようになるというメリットもある。



写真 4-1. CFD のカード(表(左)・裏(右))

4. アラバマ州での取り組み

アラバマ州では CFD のハンドラーである Tamara Martin 氏が州の助成を受けて、州内の子どもに CFD を提供するプログラム (HERO Program) を運営している。州の助成を受けた 12 頭の CFD とハンドラーが、州の全域をカバーして各地でサービスを提供している。ニーズがあるとその場所に CFD を派遣する仕組みとなっている(詳細は第 7 章参照)。検察官や児相相談所職員が数年で異動する日本には、特定の施設に CFD を常駐させるのではなく、アラバマ州のように地域で働く CFD の仕組みが合っているだろう。

5. 世界での動き

司法面接に CFD がいることで子どもが話しやすくなり、それによってより証拠を得やすくなる。そのため、アメリカでは警察や刑事が CFD のハンドラーになるケースが増えている。さらに CFD の取り組みは、アメリカ以外にもフランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランドなど世界に広がっている。世界の国々は CF 財団の基準に則って CFD を運用しており、各地で成功を収めている。

6. すべての人のための CFD

CFD の支援対象は被害者に限定されているわけではない。例えば、重度の情緒障害や困難を抱えている被告側の証人や被告人が CFD を必要とすれば、その人が犬にとって安全である限り CFD と触れ合ったり、共に時間を過ごしたりすることは可能だろう。CFD は法廷にいるすべての人のために平等に与えられる存在である。

日本での普及に有用な情報

1. パートナーシップの明示

日本における CFD の普及について、Ellen O’Neill-Stephens 氏からパートナーシップの明示に関する提案を受けた。アメリカの専門機関と連携し、質の高いサービスを日本で提供していること示すために、つなぐが CD 財団、および National Child Advocacy Center (NCAC) とパートナーシップ関係にあることを、つなぐホームページに明示する (両組織のロゴマークをつなぐホームページに表示する) という提案である。CD 財団については Ellen O’Neill-Stephens 氏とのミーティングでロゴマークの表示の許可をいただき、また、この後に視察した NCAC から同様に許可をいただいた。

2. アメリカ法曹協会の決議

アメリカでは CFD の普及に伴い、アメリカ法曹協会 (American Bar Association) での CFD に関する決議や、次項に記載するワシントン州での CFD のパブリックアクセスに関わる法改正など、CFD をスムーズに活用できるようにする社会の動きがある。

アメリカ法曹協会は 2021 年 2 月の代議員会において、司法手続きにおいてファシリテイドッグの同伴を求める決議を採択した。決議の概要は以下の通りである。なお、同様の決議は全米地方検事協会 (National District Attorneys Association)¹ と検察弁護士協会 (Association of Prosecuting Attorneys)² でもなされている。

1. 2018 Resolution of the National District Attorneys Association, [NDAA-Best-Practice-Resolution_Courthouse-Dogs.pdf](#)

2. Courthouse Facility Dog Resolution of the Association of Prosecuting Attorneys, [APA-Courthouse-Facility-Dogs-Resolution-2018-for-publication-1.pdf \(courthousedogs.org\)](#)

(原文)

101A

AMERICAN BAR ASSOCIATION
ADOPTED BY THE HOUSE OF DELEGATES
FEBRUARY 22, 2021
RESOLUTION

RESOLVED, that the American Bar Association urges federal, state, local, territorial and tribal governments and foreign governments to enact laws authorizing courts to allow specially trained dogs (called facility dogs) to assist victims/vulnerable witnesses in their participation at any stage of the criminal justice system, including during their testimony in any judicial proceedings, and, to ensure the health and well-being of the facility dogs.

(和訳)

101A

アメリカ法曹協会
代議員会による採択
2021年2月22日
決議

決議により、アメリカ法曹協会は、連邦政府、州政府、地方政府、準政府、部族政府、および外国政府に対し、被害者／弱者である証人が司法手続きでの証言を含め、刑事司法制度のあらゆる段階に参加することを支援するために特別に訓練を受けた犬(ファシリテイドッグと呼ばれる)を裁判所に許可する法律を制定すること、およびファシリテイドッグの健康と福祉を確保することを要請する。

3. CFD のパブリックアクセス(ワシントン州)

ワシントン州では CFD のパブリックアクセスを認める議案 (Substitute House Bill 1077) が通常国会を通過したことにより、既存の CFD に関する法律 (RCW 10.52.110) が改正され、新しい条項が加えられた。なお、改正された法律は 2023 年 7 月 23 日に発行された。

この法律では、裁判所、認定を受けたハンドラーと CFD がサービスを提供する場、CFD プログラムの管理活動に関わる場、地域での奉仕活動をする場、訓練をする場、法執行機関が CFD の立ち合いを要請した場合には捜査に関わる場、民事または刑事司法制度で係争中の案件に関わる場への、認定を受けたハンドラーと CFD のアクセスを許可している。該当する場所の例としては、公共施設、公共交通機関、CAC、学校、デイケア、法執行機関、検察官事務所、医療機関、

専門裁判所、CASA/GAL (Court Appointed Special Advocate and guardian ad litem) プログラムオフィスなどであるが、これらに限定されるものではない。なお、認定を受けたハンドラーはハンドラーを訓練および認定した補助犬の育成団体により発行された ID カードの提示を求められ、認定ハンドラーであること、および同伴する CFD がこの法律で特定された場所への立ち入りを許可されていることの証明を求められる。

この法改正により、ワシントン州ではよりスムーズに CFD のサービスを提供できる体制が整えられた。

(3) 視察施設の際立った特徴

CD 財団は 2008 年の設立以降、アメリカ国内外において CFD の普及および法整備に取り組んできた。CD 財団は関わる人と犬の安全と福祉を守るために補助犬の国際連合である Assistance Dogs International (ADI) の認定を受けた補助犬育成団体により育成されたファシリテッドッグの活用を推奨している。また、CD 財団は CFD の導入を検討する施設へのコンサルテーションを行っている。司法の専門家である Ellen O'Neill-Stephens 氏と獣医師の Celeste Walsen 氏がそれぞれの専門分野を生かして、司法手続きにおける CFD の安全な運用について普及してきたことにより、これまで CFD による事故はなく、アメリカ国内だけでも 41 州 304 頭の FCD が実働している (2023 年 8 月時点)。

(4) 報告者感想

つながりの付添犬認証委員会 (前コートハウズドッグ準備委員会) と CD 財団との関係は 2014 年より続いている。今回の視察でこれまでの付添犬活動のあゆみと現状を伝え、情報交換を行ったことにより、CD 財団との関係をさらに深めることができたと感じている。日本での付添犬の普及に向けて、Ellen O'Neill-Stephens 氏からは来日して普及の手助けをしたいという提案もいただいた。来年 (2024 年) は付添犬の取り組みが日本でスタートして 10 年という節目の年である。CD 財団の創設者である Ellen O'Neill-Stephens 氏と Celeste Walsen 氏の来日が実現すれば、付添犬の普及に向けて後押しとなるだろう。



写真 4-2. Bellevue Library の前にて。Ellen O'Neill-Stephens 氏と CFD の Mona

第 5 章:National Children’s Advocacy Center

1. 視 察 先 名 称:National Children’s Advocacy Center
2. 視 察 先 住 所:210 Pratt Ave NE, Huntsville, AL 35801
3. 視 察 日 時:2023 年 6 月 26 日(月)から 6 月 28 日(水)
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
4. 報 告 事 項:

(1) 視察先の歴史的背景

アラバマ州マディソン郡ハンツビルにあるアメリカ最初の CAC: Children’s Advocacy Center であり、世界中で運営されている 1,000 以上の CAC のモデルです。1985 年の設立以来、虐待を受けた子どもやその家族への対応や CAC モデル、多機関多職種連携チームについて、世界中の 34 ヶ国 138,000 人(2022 年現在)の専門家に研修やコンサルテーション、オンラインの写真書館よりそれらの根拠となる研究や文献等の提供。毎年 10,000 人以上の家族や子どもたちの支援やプログラムを提供も行っている。

2015 年に公開された「Best Practices in Forensic Interviewing」(司法面接におけるベストプラクティス)の主執筆者でもある。

(2) 視察内容

① 施設に関して

最初に、Linda Cordisco Steele 氏(以下、Linda 氏)と Ame Seyboth 氏があたたかく私たちを出迎えてくれた。National Children’s Advocacy Center(以下、NCAC)に到着すると、まず飲み物とスナックが用意されていた。これは、Linda 氏が日本の文化を予め調べたところ、お茶でもてなす文化があると思ったからだそうだ。Linda 氏をはじめ、相手のことを思いやる人々が多く働いており、施設のいたるところに子どもや家族のため、またスタッフのための工夫がなされている場所であると感じた。

施設(写真 5-1)は、大きく分けて 4 つの建物からなっていた。それぞれ子どもたちのための建物、研修用の建物、運営用、捜査機関用の建物だ。



写真 5-1:NCAC の建物の外観

まず、子どもたち用の建物は、全体的に温かい雰囲気チャイルドフレンドリーではあるが、子どもたちが落ち着けるような環境になっていた。受付のテーブルには、“WELCOME”と書かれていた。数年前のイベントで、地元の子どもたちに描いてもらったタイルを施設にあちこちに置いていた。(写真 5-2)



写真 5-2:受付

インターフォンで最初に家族の方と話をした後に、解錠する仕組みとなっていた。入る理由のない方は、施設には入れない。その後、受付で個人情報に関するフォーマットに記入する。入り口のガラスは襲撃に備えて、防弾ガラスになっていた。受付も含めて、フォーマルすぎず、子どもたちが安心できるようになっていた。また、刺激的な環境にはならないようにおもちゃの数の制限、テレビゲームは置かないなど工夫されていた。(写真 5-3)



写真 5-3: 入り口

受付横には水槽が置かれ、子どもたちはエサをあげることもできる。ほとんどの子どもたちが興味を示すようで、子どもたちの気分を落ち着かせるのに役立っている。廊下には、ぬいぐるみが置かれ、子どもたちが描いた塗り絵などが貼られていた(写真 5-4)



写真 5-4: 壁の装飾

NCAC の管轄は、アラバマ州マディソン郡で、この地域には約 40 万人が住んでいる。管轄内には、英語よりも他の言語の方が話しやすい家族もいるので、スペイン語も話せるバイリンガルのセラピストも在籍している。

司法面接室は、施設内に 2 つある。低年齢の子ども用と、中高生用の部屋だ。どちらの部屋も、あたたかい雰囲気、壁に防音ボードや抽象画があり、2 台以上のカメラがあった。子どもの年齢によっては、どちらの部屋で面接をするか選ばせる。

低年齢の子ども用の部屋は、小さいテーブルにイスが 2 つ、大きいソファが 1 つ、1 人掛けのソファが 1 つあった。テーブルの上には、粘土や塗り絵が置かれていた。これは、低年齢のお子さんの場合、大人に見つめられながらより、何か手遊びをしながらの方が話せるからだそうだ。ソファにはクッションが 6 個ほどあり、子どもは好きなものを選んで抱えるなどをしながら話ができる。ソファの 1 つが大きいのは、ファシリテッドッグも一緒にいられるからだそうだ。クッションや絵に関して、ファンタジーな要素があるものは避けていた。例えば、カメの柄のクッションはよいが、カメが野球帽をかぶっているような柄は避けた方がよい。(写真 5-5)

中高生の子ども用の部屋は、幼稚すぎないような作りになっていた。大きいソファが 1 つ、1 人掛けのソファが 1 つ、フィジットイ(ストレスボールやハンドスピナーなど)や、紙、ペン、ティッシュなどが置かれていた。また、セラピーのテクニックの 1 つとして、重みのあるブランケットが置かれていた。(写真 5-6)

座る椅子、クッションなど子どもたちはあらゆる局面で自分自身で選択ができる環境になっていた。司法面接者は現在 5 人在籍していて、全員他の業務と兼業している。5 人のうち 3 人は司法面接の研修のトレーナー、1 人はセラピスト、1 人アドボケイトと兼業をしていた。



写真 5-5: 低年齢の子ども用の部屋



写真 5-6: 高年齢の子ども用の部屋

司法面接室の近くには、オブザベーションルームがあった。(写真 5-7)

Child Protective Service や、警察が面接の時間に合わせて来て、チームで司法面接に取り組んでいた。(写真 5-8)

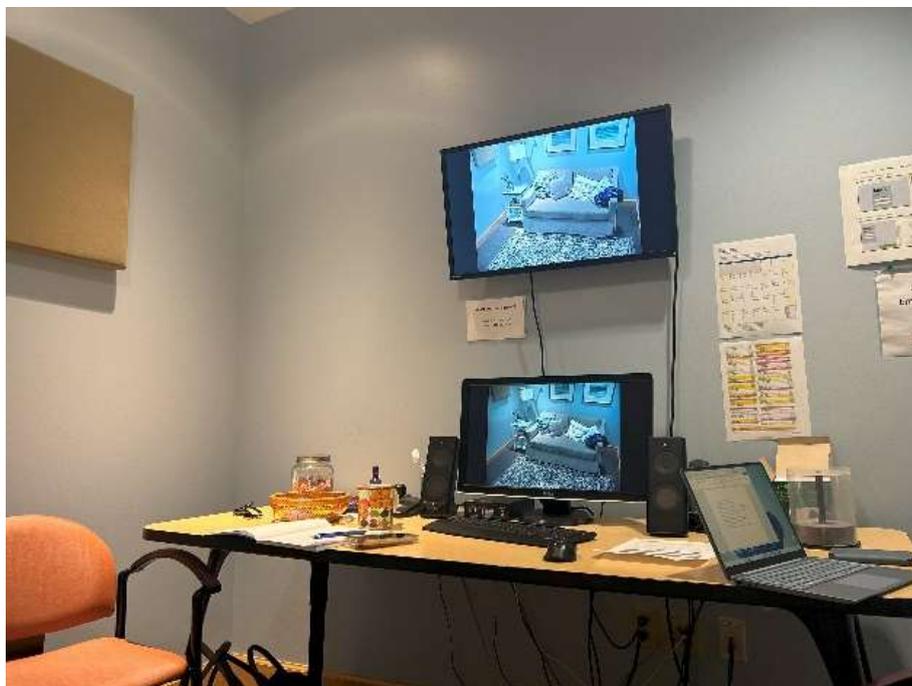


写真 5-7: オブザベーションルーム



写真 5-8:オブザベーションルーム

司法面接後は、子どもがリラックスできるようにジュースや水、スナックを選べる場所があった。(写真 5-9,5-10)



写真 5-9:飲み物



写真 5-10:スナック

同じ建物内に、オフィスクリニックルーム(写真 5-11)と呼ばれる系統的全身診察が受けられる部屋もある。児童虐待のことを専門にしている Dr. Mark Sapp 氏からお話を伺った。この部屋には、子どものケガや性被害にあった身体的証拠などを撮る特別なカメラが置かれていた。司法面接よりもっと直接的に、オープンエンド質問で話を聞くことが多いそうだ。(例:この痣について教えて。)診察に関して子どもに無理強いをせず、子どもが嫌がったら診察はしない。約 90%のほとんどの子どもは診察を受け入れるそうだ。14 歳以下の子は親の同意が必要であるが、15 歳以上の子どもは自分の意志で診察を受けるかどうか決められる。ナースプラクティショナーという役職の看護師も存在し、診断はくだせないが、レイプキットなどを使える。地域によって、活躍しているところもある。



写真 5-11:オフィスクリニックルーム

他には、アートセラピーの部屋や、プレイセラピーの部屋などセラピーで使う部屋がいくつかあった。どの部屋も温かみのある部屋であった。

外には、セラピーガーデン(写真 5-12)と呼ばれる場所があった。色々な感覚刺激が集められていた。



写真 5-12:セラピーガーデン

チャイム(写真 5-13)や、足元には砂や小さな岩があった。何が見えるか、聞こえるか、どんなにおいがするか、どんな触り心地かなどの問いかけをする。

子どもによって何によって落ち着けるかは違い、外の環境で落ち着ける子どももいるので、その子どもにあったものを提供することが大事である。一部の子は、被害にあった後に外的要因をシャットダウンする子もいる。五感を使うことは、その子にとっての対処方法であることがあり、その子には時間をかけて、体の感覚を取り戻せるように支援する。

司法面接開始までの時間や、親がアドボケイトと話している間、セラピーとしてなどで使われている。



写真 5-13:チャイム

敷地内には、ブランコやプレイハウス(写真 5-14)もあった。プレイハウスの中にはおままごとセットがあり、低年齢の子どもがよく好んで遊んでいる。

体を動かしながらの方が話せる子どももいるので、バスケットボール(写真 5-15)をやりながら話すこともある。面と向かって話したくないときでも、話してくれることがあるそうで、高年齢の子どもや男児が使うことが多い。



写真 5-14:プレイハウス



写真 5-15:バスケットゴール

2つ目の建物は、研修で使用する建物であった。
ミーティングルーム(写真 5-16)や面接の練習(写真 5-17)をするための部屋などがいくつかあった。



写真 5-16:ミーティングルーム



写真 5-17:面接練習室

ミーティングルームでは、毎週金曜日に MDT で集まり、ケースの話などをする。
面接の練習をするための部屋では、司法面接室を模した部屋、オブザベーションルームを模した部屋が 3 組あり、研修で利用することだった。
研修のコーディネーターや事務的な仕事をしている方もこの建物で働いていた。

3 つ目の建物は、管理事務所であった。
受付の横には、NCAC 設立時の最初の建物のイラストが飾られていた。廊下には、スタッフの注意喚起のために、ストレスに気付くための兆候などについての紙が貼られていた。
家族へのプログラムをこの建物で行っている。司法面接などで直接介入する家族とはまた別に、ヘルシーファミリーという子育てを支援するプログラムに参加している家族のための部屋もあった(写真 5-18)。小さい滑り台や絵本、おもちゃがたくさんある。



写真 5-18:ヘルシーファミリーで使用する部屋

4 つ目の建物は、捜査機関用の建物だ。常駐の警察官などが働いている。大人側に何か疑いがあつた際に、話を聞ける環境が整っていた。録音録画ができる取調室のような部屋(写真 5-19)があり、マジックミラーになっていて、オブザベーションルームからも見られるようになっていた。ほとんどの CAC にはない部屋である。
子どもが入るルートとは異なるため、子どもたちがこの建物に来る大人と会うことはない。

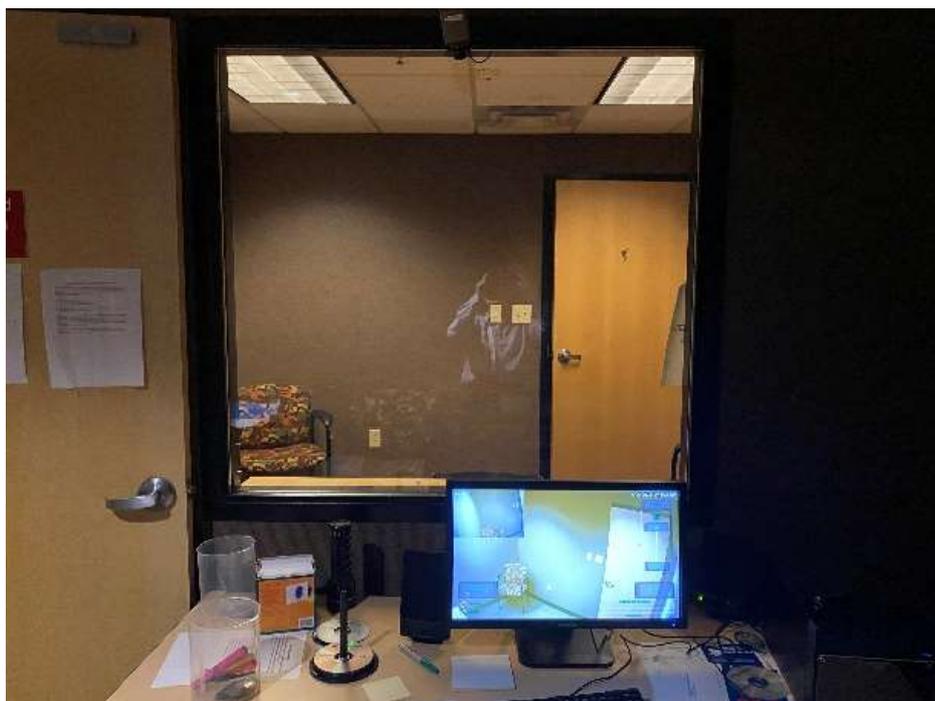


写真 5-19 大人から話を聞く部屋

NCAC で働いている方たちは、専任もいれば、兼任でいくつかの業務をしている人もいた。例えば、セラピー、アドボケイト、司法面接をどれも行う方もいれば、アドボケイト専属の方もいた。

②司法面接までの流れ

大抵は警察や CPS に通報されて、NCAC に来る。警察が通報を受けたら、必ず CPS に連絡しないとイケない。CPS が受けたら警察に連絡しないとイケない。そのため、少し時間がかかる。どちらかにしか連絡が行っていないときには、NCAC から連絡をして足並みをそろえることもある。

その後には司法面接の段取りなどが決まる。例えば、監護者が警察に通報した場合、通報後にアドボケイトから連絡をして面接のことなどを伝える。面接の間、親は同席しないことを事前にアドボケイトから伝える。また、面接に来ることになった端緒は、面接者にとってはとても有益な情報なため、できる限り事前に情報を集められるとよい。

警察官や CPS のケースワーカーが監護者に、「自発的に話をしてきたら止めることはしなくてもいいが、それ以上のことは聞かないで」と、伝えることにはなっている。アドボケイトも念のため再度伝えている。

通報時から時間がなく、情報が事前に集められないこともある。家から子どもが来ることもあれば、学校から子どもが家に帰る前に連れてきて面接を実施することもある。

司法面接当日、まず NCAC に着いて子どものための建物の入り口から入ると、受付で情報と連絡

先を書く一枚の紙がある。子どもにとって医療のサービスが必要か書くところもある。親子に、ファシリテッドッグに興味があるかどうかを聞く。その後、興味があるようであればファシリテッドッグとの触れあいをする。面接者は、アドボケイトを通して家族の情報を聞く。家族構成や、子どもが普段それぞれのことを何と呼んでいるかなどを聞くこともある。親に CAC のツアーをする。子どもの面接をするために、子どもには待っていてもらう。準備ができたなら、面接者が迎えに行き、面接に入る。その際、オブザーベーションルームに警察や CPS が入る。

場合によっては、子どもを連れてきた監護者が加害者のこともある。事前に分かれば、加害者だと疑いのある人物と子どもは離す環境に置いてもらい、NCAC にも疑いがある人物以外に同行してもらう。もし子どもが司法面接で話して判明した場合は、監護者を捜査機関用の建物に連れていき、加害者としての面接を始めることもある。その後、CPS がきて、子どもが生活していく上での支援をし、親族や里親探しが始まる。

大抵監護者とアドボケイトのやりとりより、子どもの面接の方が早く終わる。面接後、子どもは、ファシリテッドッグと遊んだり、待合室で塗り絵をしたりする。面接者は面接が終わったら、オブザーベーションルームで見ていたチームと記録に関する事などのやりとりをする。

通常は、捜査に関する説明は捜査官、CPS から監護者にすることが多い。司法面接の後、希望によって、系統的全身診察を受診する流れになる。

③ 司法面接者、セラピスト、アドボケイトについて

日本には現存していない職業もあるため、仕事の棲み分けについて記載する。

司法面接者：

子どもだけと会う。中立の立場を保つために、監護者とは話さない。

セラピスト：

司法面接後に子どもとも親とも会う。

アドボケイト：

基本的には、監護者のサポートをする。子どもと話すことは少ない。

最初に監護者に連絡をし、これから起きることなどを説明し、理解し、安心してもらう。スケジュール、ケースに関する事、事前に知っておいてほしいことなどの話をする。面接後は、ケースについてのことだけでなく、必要なこと、住宅のことや食料のことを話し、セラピーが必要な場合にはうかがってサポートしている。

ソーシャルワーカーとしてのバックグラウンドがある方がなることが多い職。

地域の学校のシステムと一緒にやっているプログラムがあり、スクールカウンセラーに子どもの行動や態度に関してなど研修を行っている。

また、毎週月曜の午後に、サポートグループを行っている。NCAC に携わった色々な家族が集まり、ご飯を食べて、交流できる場を無料で提供し、居場所作りをしている。

④ 司法面接について

1人当たり毎年100件以上の司法面接を担当している。子どもの年齢や事前情報などによって、経験に基づいて、子どもへのアプローチの仕方を考える。

NCAC では、司法面接の初心者は、数か月先輩の司法面接を見て学び、ロールプレイで練習をし、段々司法面接をやりながら先輩らからフィードバックをもらい独り立ちしていくような教育システムになっていた。MDT で毎月1人ずつ違う人がケースを持ち寄って、フィードバックをし、ピアレビューをする地域もあるそうだ。

数本司法面接をオブザーベーションルームから見た。高年齢の子どもであるほど、マニュアルに載っている通りの順番で、面接が行われていた。高年齢の子どもには、しっかり丁寧に説明をしている傾向があるように感じた。低年齢の子どもには粘土などで遊びながら、フレンドリーに司法面接を行う傾向があるように感じた。

低年齢の子どもには、いくつか「何歳?」「誰と住んでいるの?」などの質問をし、面接に必要な情報を集めつつ、子どもの言語能力について知る機会にしていた。

また、子どもが手を口に当てて話していたり、下を向いて話していたりするとオブザーバーには聞こえづらいことがある。オブザーバーにも聞こえるように、面接者が子どもの単語を繰り返したり、要約したりすることが効果的な面接もあった。

CAC で司法面接を行う際、MDT メンバーも研修を受けることが推奨されている。これは、司法面接を行う必要性、なにをするのがよくて、なにがよくないのか一緒に働くチームとして知っておく必要があるからだ。

また、司法面接という機会でなくても、司法面接でつかう技法はあらゆる場面で活用できるため、研修の受講が推奨されている。

アメリカでも、法律、子どものこと双方のことを知っている人は少ない。そのため、お互い尊重しつつ、自分のわからない分野(子どもに関する法律、子どもの発達など)の勉強をすることが大事だとLinda氏は言っていた。

⑤系統的全身診察について

児童虐待のことを専門にしておられる Dr. Mark Sapp 氏からお話を伺った。

アメリカでも、この分野の医者は少ない。その代わりに、ナースプラクティショナーと呼ばれる看護師がいて、医療的なアプローチとは異なるが、色々な地域で活躍をしている。系統的全身診察の主な目的は、子どもの身体が安全かどうか確認することと、何かを見つけた場合に証拠として残すことだ。低年齢の子どもは、およそ 72 時間で傷の痕がなくなるなどして証拠が消えてしまう可能性がある。なにかなくても、診断することで、体に何か変化があったときに、変化があった証拠となるため有用である。

以前、性被害の疑いがあった男児は、司法面接で「何もない。」と言い張っていたが、HIV に感染していて、被害が発覚したこともあった。

X 線や血液検査など、子どもの年齢や申し立ての内容によって検査する項目は異なる。

1 人のケースに担当が見つかる必要はあるが、他の分野の専門家から力を借りて何人かでやる連携も場合によって必要もある。ピアレビューをすることで、専門の医者同士が技術を高めあうことも大事だと Sapp 氏は言っていた。

また、子どもが望めば、オフィスクリニックルームにファシリテイドッグも同席しているようだ。

⑥セラピーについて

メインセラピーは、TF-CBT(トラウマフォーカスと認知行動療法)を行っている。EMDR (Eye Movement Desensitization and Reprocessing)、プレイセラピーや、親子のサイコセラピー(親子ともにトラウマがある(襲撃事件など)場合など)も行っている。親子のサイコセラピーは子どもが低年齢のうちから始められる。PCIT(親子相互交流療法:Parent-Child Interaction Therapy)も行っていることがあった。

子どもがストレスを感じた時や興奮したときに、どうやって対処しているのかを知ることがとても大事。庭に出て、どう対処しているのかなどを見て、健全な形で対処しているとわかったら初めて出来事について取り組む。セラピーによって、アプローチの仕方が異なる。

司法面接後、ほとんどがセラピーにつながるので、セラピストの SV が案件を判断し、適切だとなればセラピーを受けられることになる。法廷に子どもが行かないといけなくなる場合は、必ず証言ができるようにセラピーで準備をして法廷に行ける準備をする。子どもが被害にあったときに、司法面接の中でも話してもらおうが、たいいてい場合は、法廷でも話さないといけない。法廷に向けて準備する

ことが必要である。

⑦CAC の発展について

専門的なサービスのディレクターの Karen Hangartner 氏に話を伺った。

世界で最初に CAC ができたのが NCAC で、その後他のコミュニティにもよさが伝わり広がっていった。

コミュニティで CAC を作る時に、ネットワークが必要になった。州法が違うので、それぞれの州法に精通していて、司法面接どうやるか、法律が子どもの利益になっているのか、CAC の利益になっているのかをそれぞれで確認して、50 州支部ごとに動いている。

アメリカ内は大きく4つの地域に分かれていて、NCAC は南部に属している。CAC の約 40%が南部に属している。Karen 氏の仕事は、南部の CAC をとりまとめることである。

それとは別に National Children's Alliance(NCA)という連邦単位のメンバーシップがある。CAC の基準や最低限の要件を提供している。

とりまとめているのは、みんなひとつになろうという気持ちで、犯罪被害に関する連邦法や、子どもの虐待防止法などの助成金が適応されている。

NCA は、NCAC からできた。元下院議員の Robert E. "Bud" Cramer 氏や、彼のチームの働きにより、CAC のモデルである学際的チーム(MDT)アプローチが開発された。革新的な CAC/MDT のアプローチを地域レベルで発展させた後、NCAC は、この複雑な捜査に効果的に対処するための研修を始めた。それにより、全米、そして世界中の地域社会が、NCAC で生まれた CAC/MDT アプローチに倣い、児童虐待プログラムをモデル化するようになった。

彼らの働きによって児童虐待のための法律ができて、メンバーシップ団体ができ始めた。

そこから連邦の資金がいくようになった。この資金は、アメリカの司法省からでている。犯罪にかかわった人、犯罪司法にかかわった人、通常はすでに犯罪を起こした人に使われることが多いが、未然に防ぐことに資金を使った。子どもたちを早期にケアをすることで、大人になってから犯罪を起こす可能性が下がる。

(3) 視察施設の際立った特徴

建物が4つに分かれ、子どもたちのための建物、研修用の建物、運営用、捜査機関用の建物があり、子どもにとって一番快適に過ごしやすい環境を作ることを中心に考え、要所に工夫がなされていた。施設全体が、子どもが描いた絵や、ぬいぐるみがおかれていることが多く、チャイルドフレンド

リーであった。セラピーにも力を入れ、セラピーガーデンやチャイム、体が動かせる場所があることで、子どもが五感で感じられる場所が用意されていることが、とても魅力的であった。

警察や検察が常駐することで、すぐにケースに対応できる体制が取られ、関係性ができていることもあり、お互いの組織や仕事を信頼、尊重していた。

数件、面接を見学させていただいたが、事案が発覚してから 1～3日以内に司法面接が行われるスピード感が特徴的だった。特に、連れてきた大人が加害者の一人である可能性がある場合、すぐに別の建物で連れてきた大人から聞き取りができる仕組みができていたことが、たくさんの CAC がある中で、NCAC ならではの環境であった。

(4) 報告者の感想

日頃より、多機関多職種で顔を合わせる機会があり、お互いのできることを把握していることで、連携が成り立っているように感じた。

司法面接を実際に数件見ることで、机上で学んでいた司法面接の実際、柔軟性、抑えるべきポイント、事前の面接計画について等、とても勉強になった。今回見た司法面接の面接者は、どれも累計 500 件以上面接をしている経験者の面接だった。今後、自らのスキルをあげていくために地道に努力していきたい。

セラピーガーデンの存在は大きく、五感を使える場所があるのはとても有意義に感じた。また、働いている職員の心理的な面のサポートにも配慮しており、壁にも2次トラウマを避けるためにはどうすればよいのか等スタッフで話し合ったことをリマインドとして貼っている工夫がされていた。組織として、継続的に続けていくためには、NCAC のように職員のメンタルケアをすることはとても大事であると感じた。

(5) 日本へのメッセージ (Chris Newlin, MS LPC, is the Executive Director of NCAC)

アメリカの CAC を見てみると、経験がある今と始めたばかりの時は全く違う。始めたばかりの頃は、難しいことがたくさんあり、賛同してくれる人も少なかった。新しい形になって、どういう風に展開していくのか見えなかった。子どもの利益を最大に優先することがもちろん大事だが、新しいことを始めることは大変。同じ考えの人と協力して、信念をもって続けることが大事。

以前、アメリカは捜査にあたっていた人が、面接をする仕組みだった。だが、今は司法面接の専門性を持った人が面接を行っていて日々改善されている。それぞれの仕事を尊重しあい、責務を果たしている。今やっていることは、20 年後の日本にとって大切なことをやっていると思っしてほしい。

司法面接だけでなく、メンタルヘルスや医療ともチームで社会全体で取り組んでいく必要がある。一緒に働いている検察官から「話して 5 分で、CAC でセラピーを受けている子かどうかわかる。」と言われたことがある。セラピーを受けている子は、自分が体験したことを自分の言葉で話せる子が多いそうだ。

世界の子どもたちのために必要なことは何でもサポートしたいと思っている。今日の子どもは、将来大人になる。トラウマ体験と向き合ってから子どもたちが大人になることは、国にとってもとても大切なこと。

この仕事がどんな意味があるのか大きな視野でみて、一緒に頑張りましょう。



写真 5-20:NCAC の建物の前にて。Chris Newlin 氏と Linda Cordisco Steele 氏

第6章: Madison County Courthouse

1. 視察先名称: Madison County Courthouse
2. 視察先住所: 100 North Side Square, Huntsville, AL 35801
3. 視察日時: 2023年6月28日(水)午前9時30分から午前11時30分まで
4. 面会者 : Tim Douthit (ティム・ドゥシット)
Chief Trial Attorney (主任検事)

5. 報告事項:

(1) 視察先の歴史的背景

1808年、ジェームズ・マディソン大統領にちなんで命名されたミシシッピ州知事によって、マディソン郡が創設された。その後、1818年に当裁判所(写真 6-1)が完成し、現在も郡と市の行政の中心となっている。

(2) 視察内容

Tim氏はもともと、子どもワンストップセンター(CAC)において担当弁護士をしており、現在は、検察庁においてCACユニットからくる事案の対応をしている。



写真 6-1: Madison County Courthouse

普段は、陪審員が話し合いをする際に使用する部屋(写真 6-2)で、Tim 氏と意見交換を行った。



写真 6-2 陪審員が話し合いを行う部屋

多機関多職種連携について

多機関多職種連携チーム(Multi-Disciplinary Team : MDT)が金曜日に集まるので、そこで共有を受ける。チームアプローチができることがよい。他の子どもからも話を聞いた方がいいなどのアドバイスができる。そのため、警察から案件があがってきたときには、検察側の判断も反映されている。MDT で定期的にミーティング時や施設内で会えることが重要。電話で問合せとかしなくても、休憩しているときにふと話をする事ができる。それぞれが自分の仕事をして協力することが大切。逮捕をすると、検察官の仕事になり、警察の仕事ではなくなる。軽い罪にするか、長い刑期にするかが重要になる。チーム内ですべて同意できるわけではないが、経緯が理解できる。

児童虐待の通報があつてからの流れ

児童虐待の通報が、警察か児童相談所(Child Protective Services:CPS)であると、CAC で司法面接(Forensic Interview : FI)をして、警察が証拠を集める。警察が、逮捕するかどうかを決める。司法面接の結果の良し悪しに関わらず、検察官が面接をしていない場合には、子どもと会う。ただし、証拠が十分に得られる前に子どもたちと会うことはしない。

裁判をするまでの間は、FI から 18 ヶ月～24 ヶ月くらい時間があく。裁判が始まる前に子どもと親に会う。司法取引の場合、6～8 週間前から子どもに会う。毎回必ずしも受理されるとは限らない。司法取引が成立するときもあればそうではないこともある。

多くは、保護者と一緒に裁判所で必要になることを確認したりする回と、証言をすることが決まった後に、もう1度子どもと会う。その際、詳細を確認する。

子どもの年齢によるが、すごく小さいわけではなければ、子どもと、仕事のパートナーと3人で会い、何があったのかを確認する。子どもたちが話せるかどうかなどを確認し、様子を見る。検察官は、子どもに会う回数に制限はない。仕事のパートナーは、女性の検察官か、女性の被害者アドボケートで、目撃者になり得るので、同席してもらう。

証言が決まってからも複数回は会う。裁判所で公判をみてもう回を設けたり、子どもと質問と回答をする練習を行ったりする。その際は、簡単な質問や子どもが話しやすい内容から始める。また、保護者とだけ会い、子どもの様子を聞く時間も必要となる。

事前に子どもたちの年齢に応じた情報を提供することが大事である。事前の情報がないために、子どもたちが不意打ちを食らい、感情的になったり、攻撃的になったり、シャットダウンしたりすることを防止する。

捜査の進捗でわかったことについては、保護者で確認できて終わるなら、子どもに聞かない。なるべく保護者から情報を得る。一方で、子どもから話を聞くしかないときには、全体像を確認する。その後、詳細についても確認していく。司法面接のルールは検察官には適用されないが、子どもの特性や答えやすい質問の仕方などは共通しているため、司法面接的手法を用いて聴取することはある。司法面接は、DNAや指紋と同じく、証拠のひとつである。証拠を得たらどうするかは、検察官のやり方次第である。検察官の仕事は、証拠の信用性を判断することで、証拠を作る(集める)ことではない。

被疑者が逮捕された場合、全ての人が証人となる。そのため、ほとんどの州ではケースごとに検察官の判断で面会などの機会の有無や回数などが決まることが多い。弁護人は、子どもと会うにあたってたくさんルールがある。会えたとしても面会の回数制限があることがある。

州法によって異なるが、アラバマ州では、司法面接結果のビデオを裁判所で流すタイミングは、いつでも許されている。子どもが話しているときでも流すことは可能である。司法面接者は、法的には同席しなくてもよいが、面接結果を説明する必要があるため、同席してもらうことが多い。面接者は、司法面接の概括的説明を求められ、通常の面接との違いを説明し、本件で司法面接をしたかを聞かれることが多い。その後、司法面接のビデオを流す。途中でとめて説明を求められることもある。どこか不思議なことがあったから確認をし、証言を求められることもある。

子どもの年齢により、被害者尋問中にビデオを見せることがある。子どもの年齢が大きいと、見せることが多い。子どもに選択権があるときは、選ばせる。同じことを話そうなときや練習しているように見えてしまうときなど、場合によっては、わざと見せないこともある。小さい子にとっては、今覚えていることがすべてなので見せない。

法廷の見学も行った。写真 6-3 は、法廷内の写真で、裁判官の席を大きく写したものが写真 6-4 である。



写真 6-3 法廷内



写真 6-4 法廷内

(3) 視察施設の際立った特徴

CAC 内で多機関多職種で連携しているため、情報がある程度ある状態で子どもと関わり始められる。

アラバマ州ならではの司法面接の裁判中の使用の仕方、面接者が出廷することなど参考になった。

(4) 報告者の感想

検察の中では、経験豊富な検察のみが、児童虐待の事案を担当できる、児童虐待事案を任せられるのは誇りだ。と言っていたことが印象的だった。

また、証拠を集めてくるのは捜査機関の仕事で、我々の仕事は、その証拠をいかに使って裁判に挑むか、と言っていた。10数年前は、アメリカも検察が司法面接の面接官をやっていたと聞いたが、CAC でやっていることが評価されて、徐々にいまの体制になってきたことに感動をした。

長期で見て、日本でも、子どもにとって一番良い方法で法的手続きを受けられるように、今後も取り組んでいく。

第 7 章: HERO program

1. 視 察 先 名 称:HERO program
2. 視 察 先 住 所:210 Pratt Ave NE, Huntsville, AL 35801
3. 視 察 日 時:2023 年 6 月 28 日(水)午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分まで
4. 報 告 事 項:

(1)視察先の歴史的背景

HERO - Help Empower Restore Overcome - プログラムは、1 匹のファシリテイドッグがアラバマ州全体に変化をもたらした結果として始まった。ファシリテイドッグのウィローは 2014 年 5 月、刑事司法システムで働き始めた。彼女の活動の結果、アラバマ州検察サービス局 (OPS) は、州全体のファシリテイドッグとそのハンドラーの活動に資金を提供する助成金申請書をアラバマ州経済地域問題局 (ADECA) に提出した。VOCA(犯罪被害者法)助成金は、アラバマ州のすべての被害者がファシリテイドッグを利用できるようにするために活用されるようになった。アラバマ州では現在、州全体で 13 頭のファシリテイドッグが活躍している。

(2)視察内容

NCAC には、穏やかでおっとりしているウィルソン(写真 7-1)というファシリテイドッグが働いている。黒いラブラドルレトリバーだ。



写真 7-1:ウィルソン

アラバマ州では、刑事手続きを通じて被害者を支援するための州全体の認定ファシリテイドッグプログラムである HERO (Help, Empower, Restore, Overcome)program がある。HERO プログラムから、NCAC があるマディソン郡に派遣されているのがウィルソンだ。

州の中の群ごとに、認定されたファシリテイドッグとハンドラーが割り振られており、HP (<https://opsheroinfo.org/>) などから担当が確認できる。(写真 7-2)

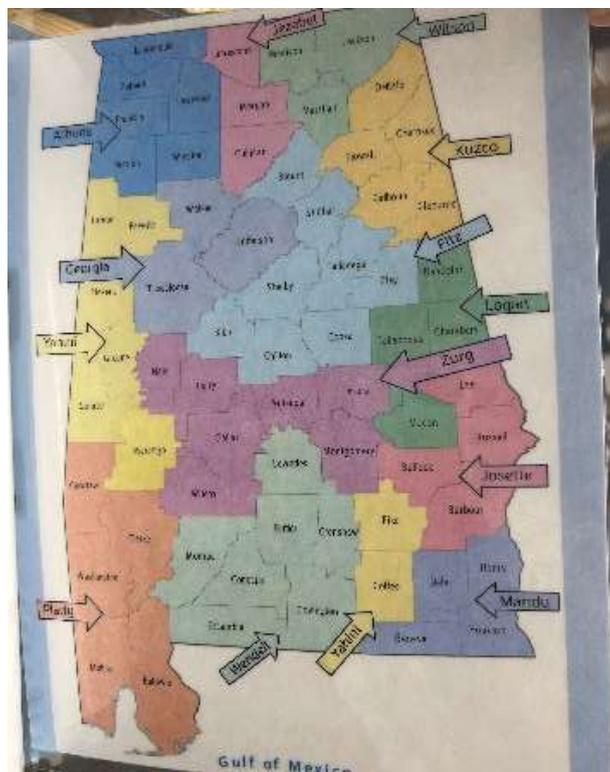


写真 7-2: 群ごとの担当マップ

NCAC でのファシリテイドッグの活躍場面

NCAC では、ウィルソンは、訪問時の子どもや家族のお出迎え、司法面接時の同席、セラピー時の同席などを行っている。いずれも、家族の了承を得て、希望があった場合に導入している。

ファシリテイドッグの役割は、子どもの気持ちを落ち着かせたり、ストレスを軽減させるためだ。面接中に関しては、30～40%ほどの確率で、ファシリテイドッグが同席する。それ以上の割合で、ロビーでの触れあいは行う。

子どもがファシリテイドッグに対していたずらをしたり、興奮しすぎたりしてしまい、ファシリテイドッグとうまく関わっていない場合や、ファシリテイドッグを導入することによる効果がロビーやオブザーションルームで見られない場合は、面接にはファシリテイドッグは導入しない。

面接へファシリテイドッグを導入するかどうかは、面接者が決める。アドボケイトが推薦することはあるが、面接者に面接の責任がある。

面接の途中でファシリテイドッグを面接室から出す時もある。子どもの行動によって途中で同席が難しいと判断するケースや、ファシリテイドッグの体調が優れない場合があるからだ。

子どもが解離の症状を見せている時に、ファシリテイドッグがいると、セラピーにとってはとても効果がある。面接時も、子どもの様子によってはファシリテイドッグがいるとよい。

面接にファシリテイドッグを入れたことによって子どもが集中しなくなることも時にはあるが、司法面接の証拠としての信用性の判断時に、ファシリテイドッグ同席により決定が左右されたことはない。

NCAC の司法面接者たちは、ファシリテイドッグがいることにより、子どもによっては面接者やセラピストと話しやすくなると実感していた。面接後のセラピーでもファシリテイドッグに会えることがわかっていると、ファシリテイドッグやセラピストと長期的な関係性が築きやすく施設に来やすい、癒されて子どもにとってプラスの経験になる、とセラピストは実感を話してくれた。

HERO プログラムについて

13 頭の犬がアラバマ州で働いていて、子どもも大人も DV や性被害にあった方の支援をしている。話をしてくださったのは、Tamara Martin 氏と Trisha Mellberg 氏だ。

司法面接や裁判にファシリテイドッグを導入するかどうかには、子どもの年齢、ファシリテイドッグがいる状態で他の人から質問をされたときに答えられるか、アレルギーの有無などを判断基準としている。以前、犬に対して乱暴をしたことがある場合もファシリテイドッグを導入することは難しい。子どもが犬を怖がっている場合は、こちらからは近づかず、遠ざけず、子どもに触りたいかどうか聞いて、判断する。

アメリカでは、司法面接はファシリテイドッグを導入するかしないかも含めて面接者と CAC の判断によるものなので、裁判所は関係していない。裁判でファシリテイドッグを導入するかどうかは、裁判所の判断であるので、別の手続きが必要である。

また、HERO プログラムは、犯罪被害者支援の助成金が資金になっている。アラバマ州が、ファシリテイドッグやハンドラーを管轄していて、場所によっては、CAC から直接助成を受けているところもある。その場合はその CAC と契約書を交わし、CAC での活動を優先させつつ、要望によっては群からの要請にも応えられるように体制を整えている。

助成金によって、ファシリテイドッグの訓練費、食費、医療費、旅費などが賄われている。

当プログラムでは、司法面接実施後に子どもにぬいぐるみ(写真 7-3)かコイン(写真 7-4)どちらかを選んでもらい、渡していた。このぬいぐるみも子どもの心を安定させるものとして、助成金が出ている。

現在は少数派だが、裁判官によって裁判へのファシリテイドッグの導入を許可しない場合もある。その場合は、ファシリテイドッグの代わりにぬいぐるみを一緒に持って入室することが許される場合もある。



写真 7-3:ぬいぐるみ



写真 7-4:コイン

また、子どもが分かりやすく裁判所のことをイメージできるように初代ファシリテイドッグの Willow の塗り絵(写真 7-5, 7-6)もある。



写真 7-5:塗り絵の表紙



写真 7-6:塗り絵

トレーディングカード(写真 7-7, 7-8)もあり、ファシリテイドッグと別れた後でも覚えておくことができる。

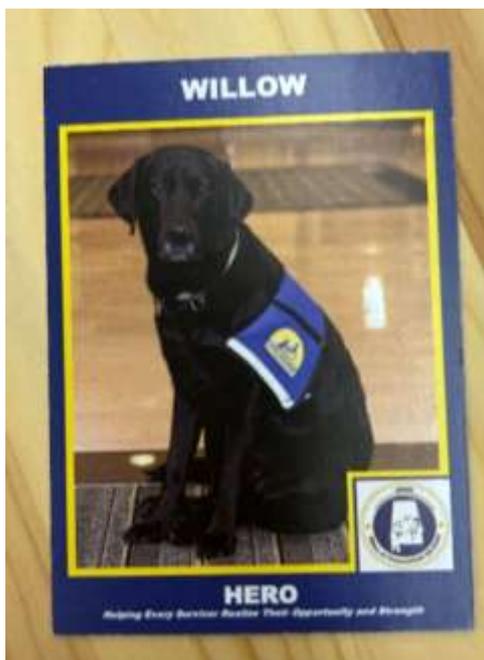


写真 7-7:トレーディングカード表



写真 7-8:トレーディングカード裏

(3) 視察施設の際立った特徴

州が、州全体のファシリテイドッグとしてハンドラーや教育制度を設けていること。個別で、CAC などの地域と連携しながら、子どもにとって必要な支援は、行政から助成金を付けて運営しているシステムを設けている。

(4) 報告者感想

州が、州全体のファシリテイドッグとしてハンドラーや教育制度を設けていることがとても印象的であった。個別で、CAC などの地域と連携しながら、子どもにとって必要な支援は、行政から助成金を付けて運営しているシステムを設けていて、全体で協力しながら地域で子どもを守っていく姿勢に感銘を受けた。日本でも行政が介入することで、地域で子どもを守っていく必要があると感じた。

(5) 日本へのメッセージ

私たちは、日本でプログラムを成長させたいというあなた方の情熱にとってもワクワクしています。できる限りのお手伝いをさせていただきます。

皆さんのプログラムが成長していくのを見るのが楽しみです！

5. おわりに

今回の視察では、初めに記載した以下の3つの目的

- ①日本版 CAC モデル構築に向けて
- ②司法面接の研究
- ③付添犬の普及

に関して、オンラインだけでは得られることのできなかつた、様々な学びの機会に触れることができました。

今回の視察で得たことを活かして、今後日本で上記3事項に関してより一層真摯に取り組んでいきます。

また、今回の視察では、ともに子どもたちを守るために力になってくれる仲間を得ました。彼らの協力無くして、今回の視察は終えることができなかつたので、視察先で会った皆様、調整業務を行ってくださった皆様に改めて感謝申し上げます。

